

## 健康かごしま21推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 県民一人ひとりが心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造を目指して策定された「健康かごしま21」を指針とし、県民の健康づくりを効果的・体系的に推進するため、健康かごしま21推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。  
(1) 「健康かごしま21」の普及啓発と推進に関すること。  
(2) 「健康かごしま21」推進に係る健康関連団体の役割と連携に関すること。  
(3) 地域保健、職域保健及び学域保健の連携に関すること。  
(4) 新健康増進計画の策定に関すること。  
(5) その他前4号の推進のために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。  
2 委員は、健康関連団体のうちから、知事が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。  
2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 協議会に会長を置き、知事をもってあてる。  
2 会長は会務を総理する。  
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。  
2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。  
3 会長は会議の議長となり、議事を整理する。  
4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (代理出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員の代理者を出席させることができる。  
2 会議には必要に応じて関係者を出席させ、関係事項について説明を受け、又は意見を聴くことができる。

### (専門部会)

第8条 協議会には、次の各号に掲げる専門部会を設置することができる。  
(1) 地域・職域・学域連携推進委員会  
(2) その他専門の事項を協議する部会  
2 専門部会の委員は、25人以内で組織し、委員は会長が選任する。  
3 委員の任期は、第1項第1号の部会については2年、同項第2号の部会については1年とする。ただし、再任を妨げない。  
4 部会に部会長（委員長）を置き、委員の中から選出する。  
5 第4条第2項、第5条第2項及び第3項、第6条並びに第7条の規定は、専門部会について準用する。その場合、協議会は専門部会（委員会）に、会長は部会長（委員長）に読み替える。  
6 第1項第1号の専門部会の運営に関し必要な事項は、地域・職域・学域連携推進委員会設置要綱に定め、同項第2号の専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (庶務)

第9条 協議会の庶務は、くらし保健福祉部健康増進課において処理する。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この要綱は平成13年9月6日から施行する。

#### 附 則

この要綱は平成20年2月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は平成24年5月30日から施行する。

#### 附 則

この要綱は平成26年3月14日から施行する。

#### 附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

「健康かごしま21推進協議会」委員名簿

番号	分野	所属団体	職名	氏名
1	保健医療専門家	(公社)鹿児島県医師会	会長	池田 琢哉
2		(公社)鹿児島県歯科医師会	会長	伊地知 博史
3		(公社)鹿児島県薬剤師会	副会長	東郷 和彦
4		(公社)鹿児島県看護協会	会長	八田 冷子
5		(公社)鹿児島県栄養士会	会長	油田 幸子
6		(公財)鹿児島県民総合保健センター	副理事長兼所長	桶谷 薫
7		鹿児島厚生連病院	副院長	宮原 広典
8		鹿児島産業保健総合支援センター	所長	草野 健
9	マスメディア	(株)南日本新聞社	経営企画局次長兼 人事部部長	赤崎 公一
10	経済団体	(一社)鹿児島県商工会議所連合会	女性会副会長	正 ゆかり
11		鹿児島県商工会連合会	女性部連合会会長	柿元 まゆみ
12		鹿児島経済同友会	副代表幹事	宮之原 明子
13	非営利団体等	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会	会長	森永 靖子
14		鹿児島県地域女性団体連絡協議会	理事	川野 幹子
15		(公財)鹿児島県老人クラブ連合会	副会長	石川 みどり
16		鹿児島県PTA連合会	副会長	内野 匡章
17		(公社)鹿児島青年会議所	理事長	伊地知 弘幸
18	学識経験者	鹿児島大学	学長	佐野 輝
19		鹿屋体育大学	教授	中垣内 真樹
20	行政・保険者	鹿児島県国民健康保険団体連合会	常務理事	塩田 兼一郎
21		全国健康保険協会鹿児島支部 (協会けんぽ)	支部長	大坪 信一
22		健康保険組合連合会鹿児島連合会	理事	水主 龍二
23		鹿児島労働局	健康安全課長	勝田 清人
24		鹿児島県保健所長会	副会長	松岡 洋一郎
25		鹿児島県市長会	出水市長	椎木 伸一
26		鹿児島県町村会	瀬戸内町長	鎌田 愛人
27		鹿児島県	知事	塩田 康一
28	鹿児島県	教育長	地頭所 恵	

## 地域・職域・学域連携推進委員会設置要領

### (目的)

第1条 県民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等）を予防するためには、一人ひとりの主体的な健康づくりへの取組に加え、地域保健や職域保健、学域保健の関係機関・団体が実施する健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業により、健康管理を支援することも必要である。

このため、地域保健、職域保健及び学域保健の連携により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、県民に対する生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の整備・充実を図ることを目的に、健康かごしま21推進協議会設置要綱第8条第1項第1号の規定により、地域・職域・学域連携推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 保健事業に関する情報の交換及び健康情報の分析、共有等に関すること。
- (2) 県内における健康課題に関すること。
- (3) 研修会、セミナー等の共同実施に関すること。
- (4) 地域保健関係施設等の相互有効活用に関すること。
- (5) 新健康増進計画の策定に関すること。
- (6) その他委員長が必要と認めた事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、地域保健、職域保健及び学域保健に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員25人以内をもって組織する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (代理出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員の代理者を出席させることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、関係事項について説明を受け、又は意見を聴くことができる。

### (ワーキンググループ)

第8条 委員会は、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの委員は、地域保健、職域保健及び学域保健において実務を担当する者等のうちから委員長が選任する。

3 第4条から第7条の規定は、ワーキンググループにおいても準用する。その場合、委員会はワーキンググループに、委員長は班長に読み替える。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、くらし保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成19年1月12日から施行する。

附 則

この要領は平成19年3月20日から施行する。

附 則

この要領は平成21年2月4日から施行する。

附 則

この要領は平成23年5月27日から施行する。

附 則

この要領は平成24年5月30日から施行する。

附 則

この要領は平成26年3月14日から施行する。

附 則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

## 「地域・職域・学域連携推進委員会」委員名簿

番号	分野	所属団体	委員	
			職名	氏名
1	保健医療専門家	(公社) 鹿児島県医師会	副会長	大西 浩之
2		(公社) 鹿児島県歯科医師会	常務理事	門松 秀司
3		(公社) 鹿児島県薬剤師会	副会長	東郷 和彦
4		(公社) 鹿児島県看護協会	常任理事	林 恵子
5		(公社) 鹿児島県栄養士会	代表理事	油田 幸子
6		(公財) 鹿児島県民総合保健センター	健康増進部長	松岡 純子
7		鹿児島厚生連病院健康管理センター	健康指導課長	大野 孝平
8		鹿児島産業保健総合支援センター	副所長	太良木 則孝
9		鹿児島県理学療法士・作業療法士・言語聴覚士連絡協議会	会長	平名 章二
10	経済団体	(一社) 鹿児島県商工会議所連合会	専務理事	山下 春洋
11		鹿児島県商工会連合会	事務局長	林 輝吉峰
12	非営利団体	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会	会長	森永 靖子
13		鹿児島県健康づくり運動指導者協議会	会長	柳田 豊
14	保険者団体	鹿児島県国民健康保険団体連合会	事務局長	川上 真人
15		全国健康保険協会鹿児島支部 (協会けんぽ鹿児島支部)	保健グループ長	船川 由香
16		健康保険組合連合会鹿児島連合会	理事	水主 龍二
17		地方公務員共済組合	事務長	水流園 祥子
18	行政機関等	鹿児島労働局	健康安全課長補佐	壺屋 明
19		鹿児島市保健政策課	主幹	田中 千夏
20		薩摩川内市保健福祉部保険年金課	グループ員	福山 詩織
21		三島村民生課(南薩鹿児島郡地区地域保健活動連絡協議会)	保健師	田村 美幸
22		鹿児島県学校保健会	幹事	松元 徹
23		鹿児島県学校保健会	幹事	永田 悦子
24		鹿児島県総合体育センター (広域スポーツセンター)	振興係長	古梶 真也
25		鹿児島県保健師長会	会長	大小田 由美容

---

健康かごしま21  
(令和6年度～令和17年度)

---

令和6年3月

鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
電話：099-286-2717 FAX：099-286-5556



# 健康かごしま 21